

余暇教育学の視点から捉える啓発活動

～玄倉川水難事故後の野外活動に対する啓発事例を中心に～

○ 鈴木秀雄 (関東学院大学法学部)
鈴木英悟 (東海大学非常勤講師)

キーワード：余暇教育の5要素；公共用物としての自然公物の自由使用；自己規律としての自己責任；さりげない支援；マナーとモラル；余暇能力 (Leisurability) と余暇化 (Leisurelization)、具体的行為基準、啓発活動、災害対策基本法、水防法、警察官職務執行法、アポトーシス

I. 余暇教育学の視点から捉える啓発活動の趣旨

余暇における諸活動は、自由に選択され実施される活動形態であり、当然のように自由活動としての自己規律が、マナーやモラルという社会的規範に投影され求められてくる。余暇における諸活動において、自然公物の使用は、その公共用物を適正に維持管理するために定められた目的を害さない限りにおいて、原則として自由使用である。換言すれば、権利としての自由使用には、その使用と同等に近い義務としての自己責任が存在することを忘れてはならない。⁽¹⁾

余暇活動として、野外活動を含むあらゆる活動場面において、自己規律と社会規範との乖離をどれだけなくしていくことに貢献できるかが、社会活動としての啓発活動⁽²⁾に求められるのであり、余暇教育が必要とされる所以である。余暇活動とは、言うまでもなく強制される活動ではないことから、そこに他からの指図を受けたり、指導を受けたりする機能を必ずしも必要としない。技術や知識の必要性を求めて、指導形態を有する活動展開も存在するが、少なくとも自らその必要性を求めて、積極的に他からの教えを求めるものである。それはむしろアドバイスを求めたり、より効果的な余暇活動の向上を求め姿勢から現れる。

余暇に対する自己決定は、余暇そのものをどう認識し、自身がどのような姿勢を持ち、またどのような立場に置かれているか、そしてどのような活動に対する技術を有し、どのような社会交流としての人間関係を維持し、それらを中心にどう意思を行為に表していくかという、正に余暇教育の5つの構成要

素(レジャー認識、自己認識、レジャー技術、社会交流、意志決定)⁽³⁾を理解することに他ならない。

“好ましい社会規範は何か”を確定することは別として、こうあって欲しいと期待される行為は社会にあり、それが一つの社会規範の前提として存在する。法的規制が存在しない領域では、さまざまな活動が更に自己責任のもと、自己規律の個人的枠組みの中で行われることになる。

昨年の玄倉川の事故は、水難事故として扱われ⁽⁴⁾少なくとも、水災害の範疇には属していない。そのこのの意味は、自然の摂理・現象に対する人為的判断の誤りによる行為の結果として生じていることを強く意味している。

野外活動の活動形態領域の分類⁽⁵⁾は2つに分けることができるが、その形態の一つが活動そのものを目的とする余暇において実施される形態であり、他方は、別に目的を持った組織的活動として野外活動が手段化され、実施される形態である。

余暇における活動は、自由に目的的に実施される活動形態であるからこそ楽しさや面白さが強く存在するが、その分、自身の能力や限界を超え、さらに、自己規律のハードルを低くし、従うことを求められる社会規範の枠から逸脱し、マナーやモラルからの乖離が問題となる。通常余暇活動は、多くが法的規制や社会規範に制限を受け拘束されているものではない。むしろ自己の主体的な意志決定により洗練された活動へと指向されることが望まれている。

II. 研究の目的

本研究は、単なる遊びでもない、また仕事でもない、その二極の間(スパン)に幅広く存在している“創造的な活動”としての余暇における自由な活動に対する自己規律と自己責任のあり方について、玄倉川水難事故後の“楽しく安全な野外活動に対する啓発活動”の事例により明らかにし、その必要性を深く認識しようとするものである。

III. 研究の方法

余暇活動の中で生じた玄倉川水難事故に対する法的限界を探り、そこからまず啓発活動の必要性を明らかにするために、玄倉川水難事故後の野外活動に対する啓発事例である、①平成12年7月26日から8月14日の20間にわたって展開された「Camping Safety in 玄倉」そのもの、および②その前後に関係しているあらゆる活動、③現地玄倉川で実施した2日間にわたる具体的なアンケート調査の分析。加えて、④平成12年7月2日から同年10月1日までの期間に様々なメディアに対し公表した内容の整理と、⑤同期間中のメディアによる報道内容を分析し、余暇教育学の視点から余暇における啓発活動の必要性を考察する。関東学院大学法学研究所研究プロジェクト「余暇における諸活動と法的課題」『ジュリスコンサルタス』第9号⁽⁶⁾及び「THE SAFETY in yamakita」の基調講演「野外活動の“今まで”と“これから”」⁽⁷⁾(2000年8月14日開催、於:神奈川県立丹沢湖ビジターセンター)についても、研究内容の分析資料として活用した。

IV. 考察(提案)及びまとめ

余暇活動としての玄倉川水難事故に対する法的限界は、余暇において災害が正に起ころうとするときに、災害対策基本法がすぐにもその余暇活動自体に適応されるものでもなく、水防法にしても同様である。玄倉川の事故は、河川敷内であることから、河川法を理解するとすれば、次のように、河川管理の目的(①洪水、高潮等による災害発生防止、②河川の適正な利用、③流水の正常な機能の維持、④河川環境の整備と保全)に沿うことを求めているものであるため、同法の中には、キャンプ等を含めた諸活動で河川敷を自由使用する人々の危険を回避することを目的として、河川敷の使用を制限する仕組みは存在していない。

しかしキャンパーが避難の呼びかけに対して適切な行動をとらなかつたために、被害が拡大する結果となることは確かなことである。そこで、法令による避難誘導の強制力や運用上の課題について現状の法制度において検討すると以下のことが言える。

危険が急迫している際の避難誘導については、災害対策基本法、水防法及び警察官職務執行法において次のとおり定めている:⁽⁸⁾

災害対策基本法では、第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体

を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

水防法では、第14条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる、となっている。

災害対策基本法、水防法ともに直接強制が認められていないため、避難勧告・指示に従わない者に対しては、警察官職務執行法によらざるを得ないところがある。

しかし特別法と一般法との関係から、即座に警察官職務執行法に基づく措置を講ずることはできない。すなわち、災害に関する警察活動は、主として災害対策基本法の定めによるものであり、それでもなお、危害の防止、避難の目的等を達し得ない場合に初めて、危害を避けさせるために必要な限度で、警察官職務執行法第4条に基づく措置をとることになる。

警察官職務執行法による実力を行使しないで目的を達することの方が望ましいのはもちろんで、立ち入らないことを指示し、立退きを誘導することで目的を達し得る場合であれば、強制手段を用いる必要はない。

しかしながら、こうしたそれぞれの法に基づいた各種避難勧告・指示等に従わず、現実にはまだ危害を受けていない者に対して、その者の意思にかかわらず、実力をもって強制的に相手方を立ち退かせるためには、なんらかの客観的な基準が必要であろうが、これは個別具体的にその場の状況に応じて判断せざるを得ない。

玄倉川水難事故の事例のように、短時間で危険な状態になってしまうような場合に、こうした判断をすることは非常に困難である。

であるからこそ余暇そのものの正しい理解や、余暇活動が人との関わり、社会との関わり、自然との関わり、の中で成り立っていることの啓発を更に進めていかなければならない。

このように余暇における諸活動は、自由な活動であるだけに、自己規律としての自己責任を社会通念や社会規範に基づいて確立し、モラルやマナーと言われる法的基準によらない抽象的な事柄について、具体的行為基準を提示し、よりの確かな判断を可能にしていくための啓発活動が必要なのである。その具体的行為基準は、余暇教育のそれぞれの要素を学習

し、人としてのあらゆる活動が様々に余暇化 (Leisurelization) ⁽⁹⁾ できる可能性を持つことを認識し、余暇能力 (Leisurability) ⁽¹⁰⁾ を身につけていくことが重要である。

認識なくして、判断は生まれえないし、その判断による活動の具体的操作も生起しない。自身がどのようなライフスタイルを有しているかを認識し、またどのようなレジャー認識を持っているかを見極めておくことが重要である。なぜならこの二つの認識により判断が下され、活動としての決断や意志決定がなされてくるからである。

余暇教育の5つの構成要素(①レジャー認識、②自己認識、③レジャー技術、④社会交流、⑤意志決定)を、余暇における野外活動にあてはめて理解すれば以下のとおりになる：

①レジャー認識は、余暇における野外活動の認識、②自己認識は、野外活動下における自身の認識、③レジャー技術は、野外活動技術および野外での生活技術、④社会交流は、野外における周囲等との人間交流、⑤意志決定は、判断および判断による具体的活動の操作・選択の決断である。以上の視点から啓発活動が具体化されてくることになる。

正しい野外活動や好ましい野外活動の認識をすすめ、また野外活動において自身が自己をどう認識し、その認識から判断し、野外活動を実施していく中でどう野外技術を活用し、いかに人間交流を社会通念上求められる形態ですすめ、最終的にどう意志決定として具体的活動の操作や選択をしていくのかということ、を、啓発活動として展開していくことになる。

「Camping Safety in 玄倉」として行われた啓発活動の内容は、神奈川県野外活動協会【Outdoor and Nature Related Activity Association=ONRAA-K (会員数約2,000名)】が2000年7月26日から水難事故後丸1年の日にあたる8月14日までの20日間にわたり展開し、キャンプ等の安全に関するパンフレットを2種類用意し、午前と午後、計1日2回の玄倉川河川敷を中心としたサイトの啓発活動と称して、野外活動を余暇活動として楽しんでいる人々に「心温かな、さりげない支援」をキャンパーとの接触時の指針(キーワード)として掲げて実施した。

新聞各社、テレビ各局、複数のラジオ局などメディアによる啓発活動の紹介や取材があり、高い関心と共に露出度をもって啓発活動を展開し、最終日にあたる8月14日には、「THE SAFETY」 in yamakita

と題したシンポジウム(基調講演とパネルディスカッション)が開催され、啓発活動のまとめとしての役割を果たす内容となった。

余暇における諸活動⁽¹¹⁾は、レクリエーションとして、自由で、選択され、楽しむことを主たる目的とする状態や活動であるがゆえに、限界や範囲を越えた領域に入り込んだり、技術や能力を超えた範疇での状態や活動を醸し出すことになる。主体的に選択する活動であるからこそ自己規制と自己責任が強く求められる。

あらゆる機会を捉えて、余暇における諸活動にはある一定の枠組み(余暇教育の5要素)があり、成り立っているという認識の啓発こそが必要で、その結果として社会規範が具体的行為基準の中に組み込まれ、自己規制を促し、自己責任を果たす結果となってくることを期待するのである。

余暇における諸活動の本質を明確にし、その本質から起きてくる課題に対して、認識を深め、その認識による判断を促し、行為や行動、加えて様々な余暇活動における器材や用具の操作に、自己規律と自己責任の姿勢を当然とする仕組みを作り上げるための啓発活動が求められている。

自己の意志決定により洗練された活動への指向としての啓発活動の必要性は、余暇における活動が個人の自由であることだけが強調され、法的な規制がないことを拠り所に、何をしても良いのだという考え方からではなく、むしろ自由に選択して実施する活動であるからこそ、安全に対する対策や、自然環境に対しての認識、そして行動の制限や行為が洗練された結果としてマナーやモラルに対して、正しい、好ましい判断をするプロセスを身に付けておくことが重要であることを啓発していかなければならない。

今回の玄倉川での啓発活動「Camping Safety in 玄倉」は、単年度で啓発できたなどというのではなく、次年度へ向け、さらに次元を高め、山北町玄倉が余暇における野外活動の中心的な役割を果たすような活動展開が必要である。

今夏の啓発活動の締め括りの活動として実施された「THE SAFETY」 in yamakita の基調講演の内容を整理してみると：

「山北町が野外活動の中心的な存在として、評価を得て生きるのだとすれば、人々にプログラムを事前に作らないで山北町に来て下さい。こちらにはそういう指導するメカニズムもっています、と伝えることができる仕

組みを持つことです。その時に指導する側は、日常生活の指導ではなく、野外でしか、あるいは山北町でしか味わえない自然のプログラムを提供することが、これからの野外活動の視点であるべきだと思います。簡単に自然を作る訳にはいきませんし、自然を変える訳にもいきません。しかし幸いにして、山北町には豊かな自然があります。玄倉川の事故は決して特殊な事故ではないのです。

人が行動を誤るならば、どこでも、起こりうる問題⁽¹²⁾である、と述べているし、「日本の社会の縮図⁽¹³⁾」として「玄倉川水難事故が起こってきた感じがします。あの事故が本当に特殊な例だと考えることは、一寸違う...、その行為については、色々議論があるにしても...、もともと余暇活動なのです。余暇活動では、当然、自己の判断が強く求められている...」⁽¹⁴⁾のであると強調している。

「今までの野外活動指導者養成は、野外活動を教えること、野外活動を学ぶことの二つが特に組織活動の中では中心的でした。しかし、余暇活動を含めた野外活動の二つの形態(目的的な形態と手段的な形態)⁽¹⁵⁾を一緒に考えるとき...、まず野外活動を十分楽しむ領域がなければ、一般の人達が山北町を訪れることは少なくなると思います。まずそこに行くことと楽しめる。しかし、そこは安全で様々なことが学べる。教えてくれる機能もある。そのときに行政や地元の人々、また協会など様々な人が一緒になって、野外活動をソフト面からもハード面からも、あるいはヒューマンな面からも支援していくという機能を持たなければ野外活動の中心的な存在にはなりません。その仕組みを作る必要があると思います。それがこれからの野外活動に必要なものであると思います。特に玄倉川を中心とした地域には、たくさんのキャンプ施設をお持ちの方もいます。そういう人達とも手を携えて、ある所に行くことと色々なことをしてくれる集団がある。あるいは滞在員として様々な人がいる。こうした仕組みを作り上げていけば、大きな流れとして山北町でこれからの野外活動として、できることが多いのではないだろうか。」⁽¹⁶⁾

現在理解されている日本における余暇やレクリエーションに関する定義や概念の理解、また描かれているイメージが、多くの場面で事柄の本質から乖離していることを素直に、そして冷静に受け止め、新生(アポトシス)としての概念理解や、新しいイメージの変容を求めて、新たな啓発活動を展開しなければならぬ。今回の玄倉川でのアンケート結果も含め、詳しい資料の提示や詳細については、

学会大会で報告するが、関連した研究として、共同研究者から今学会に「マクロ的視点から見るセラピューティックレクリエーション～玄倉川事故の教訓から生まれた啓発活動を中心に～」⁽¹⁷⁾と題した発表がなされるので、参考にさせていただきたい。

【参考】玄倉川水難事故概要： 2000年8月14日、神奈川県山北町玄倉川でキャンプをしてきたグループのうち幼児と子どもを含む13人が流され、全員の遺体が丹沢湖で発見されるという水難事故。⁽¹⁸⁾

引用文献

- 1) 18) 鈴木秀雄、論壇「玄倉川水難事故の教訓を生かそう」『朝日新聞』朝刊、2000年8月1日。
- 2) 鈴木秀雄、「野外活動の啓発活動について(案) Outdoor & Nature」神奈川県野外活動協会機関紙、2000年4月、Vol. 1. p. 4.
- 3) 鈴木秀雄、「余暇教育の5つの必須要素を認識する」横浜市レクリエーション協会レクリエーション指導者養成講習会レジュメ、2000年5月。
- 4) 神奈川県環境農政部、「キャンプ等の安全に関する有識者の会 第1回会議」議事録資料1999年12月1日。
- 5) 鈴木秀雄、「THE SAFETY」 in yamakita 基調講演「野外活動の“今まで”と“これから”」レジュメ、2000年8月14日。
- 6) 11) 鈴木秀雄、「余暇における諸活動と法的課題」『ジュリスコンサルタス』第9号、関東学院大学法学研究所、2000年3月31日。
- 7) 12) 14) 15) 16) 鈴木秀雄、「THE SAFETY」 in yamakita の基調講演「野外活動の“今まで”と“これから”」講演記録、2000年8月14日。
- 8) 神奈川県環境農政部、「キャンプ等の安全に関する有識者の会 第2回会議」資料、2000年1月31日
- 9) 10) 鈴木秀雄、『レクリエーション指導法 その理論と活動～レクリエーション的効果と治療的効果の並存を求めて～』誠信書房、1996年3月20日、pp. 33-37.
- 13) 「悲劇の現場で20日間の野営」『神奈川新聞』朝刊、サテラプッチ、日曜版、2000年10月1日。
- 17) 鈴木英悟、「マクロ的視点から見るセラピューティックレクリエーション～玄倉川事故の教訓から生まれた啓発活動を中心に～」日本レジャー・レクリエーション学会第30回記念大会発表抄録。